

江差道路事務所から住民の皆様へ

道路上（歩道含む）に物件を設置するには、道路管理者の許可（道路占用許可）が必要です。
※法令・許可基準により許可できる物件が定められており、立看板やのぼり旗など許可が受けられない物件もあります。

占用許可が受けられない物件の代表例



立看板



のぼり旗

道路管理者の許可なく設置した物件は「不法占用物件」として行政指導の対象となり、罰則規定の適用や、設置物件を道路管理者が撤去（撤去費用は設置者負担）する場合があります。

道路占用許可申請についてご不明な点（申請方法・占用する物件の規格など）がございましたら、下記の窓口までご相談いただきますようお願いいたします。

〈道路占用許可申請の窓口〉

〒043-0025 江差町字泊町172番地
北海道開発局 函館開発建設部 江差道路事務所
総務課 管理担当 ☎0139-52-0107



渡島・檜山地方税滞納整理機構

令和4年度徴収実績と令和5年度引受状況

当機構は、渡島・檜山管内（函館市を除く17市町）の地方税の滞納額の縮減を図るために市町に代わり、差押え・公売などの強制的な滞納整理を行っている一部事務組合です。

平成16年に設立し、今年で20年目になり、納税に誠意のない方に対しては、毅然とした態度で対応して滞納整理を進めてまいりました。

今年度も、財産調査を強化して滞納整理を進め、収入確保はもちろんのこと、納税されている方と納税に誠意のない方の税負担の公平を図っていきます。

令和4年度徴収実績

引受件数	262人
滞納処分件数	177件
動産差押自宅などの捜索	23件
徴収金額	1億3,899万円
徴収率	52.5%

令和5年度引受状況

引受人数	260人
引受金額	2億2,214万円

■問い合わせ先

渡島・檜山地方税滞納整理機構 ☎0138-47-9599

知っていますか？

北海道苦情審査委員制度

「北海道苦情審査委員」制度とは、道の機関が行った業務に関する苦情を、皆さんに代わって苦情審査委員が公平で中立な立場から審査する制度です。

皆さん自身の利害に関する苦情であれば苦情審査委員に申立てができます。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。個人情報の保護にも十分配慮しますので、お気軽にご相談ください。

■申立ての方法

窓口への持参・郵送・FAX・メール

※電話や匿名での申立ては受け付けておりません。

※申請書様式は下記窓口に設置しております。また、北海道公式ホームページでは、申請書様式のほか申立て方法などについても掲載しています。

■問い合わせ先

- ・北海道総合政策部知事室道政相談センター
(〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目)
☎011-204-5523 FAX 011-241-8181
メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
- ・檜山振興局総務課 ☎0139-52-6500

LPガス販売事業者の皆様へ

LPガス利用者緊急支援事業についてのご案内

道では、LPガス料金上昇の影響を受けているLPガス利用者の皆様の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者の方々が実施する料金値引きを支援することとしております。

本事業は、販売事業者からの申請に基づき支援する仕組みとしているため、LPガス利用者の皆様に支援が広く行き届くよう、販売事業者の方々には積極的に申請していただきますようお願いいたします。

HPはこちら

受付期間は**6月26日(月)から8月31日(木)まで**です！

問い合わせ先 北海道LPガス補助金センター ☎0120-576-440（土日・祝日除く）



年金相談のご案内 (完全予約制)

- ★開設日時：8月22日(火) 10時～12時・13時～15時
- ★相談場所：江差町役場
- ★予約締切：開設の4営業日前まで（土日祝除く）
- ★予約先：江差町役場 健康推進課 国保医療係 ☎0139-52-6725